

地方独立行政法人桑名市総合医療センター業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び桑名市地方独立行政法人法施行細則（平成21年桑名市規則第26号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により桑名市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び桑名市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人桑名市総合医療センター定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害等における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結する。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

2 前項の規定による契約については、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第8条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 法人は、内部統制に関し、次の各号に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 役員及び職員の倫理等に関する事項
- (2) 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- (3) 内部統制の推進に関する事項
- (4) リスク評価と対応に関する事項
- (5) 情報伝達及び情報システムに関する事項
- (6) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項
- (7) 監事及び監事監査に関する事項
- (8) 内部監査に関する事項
- (9) 内部通報・外部通報に関する事項
- (10) 入札・契約に関する事項
- (11) 予算の適正な配分に関する事項
- (12) 情報の適切な管理及び公開に関する事項
- (13) 職員の人事・懲戒に関する事項

(役員等の損害賠償責任)

第9条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第10条 法人は、前条の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、市長の承認によって、賠償責任額から地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（令和6年桑名市条例第28号）で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(その他)

第11条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和6年4月1日から施行する。